

郡山市無電柱化推進計画

2021 年 3 月

福島県郡山市

はじめに

これまで、短期間で広範囲にライフラインの供給が可能なことから、道路上に電線・電柱の建設が進められてきたところですが、電線・電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震・台風などの災害時には、電柱の倒壊により緊急車両等の通行に支障を来す可能性があるなど、さまざまな問題があり、災害に強い無電柱化の必要性が高まっています。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にあります。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行されました。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱化推進計画の策定を市町村の努力義務として規定されています。

本計画は、無電柱化法に基づく市町村無電柱化推進計画として、今後の本市における無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものです。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(1) 郡山市における無電柱化の現状

本市における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備による地中化が進められており、2020年1月現在、約6.2kmの無電柱化（各電線管理者単独地中化を除く）を実施しています。これは本市が管理する道路の約0.2%に相当します。

また、市内には市道大町大槻線を始めとする緊急輸送道路（市道部分、第2次・3次確保路線）が約30kmあるうち無電柱化された延長は約1.1km（約3.7%）になります。

(2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう、また、国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担の下、行われなければならない。（無電柱化法第2条）」との基本理念の下、関係者の理解、協力を得て、①防災、②安全・円滑な交通確保、③景観形成・観光振興の3つの観点から、積極的に無電柱化を推進します。

① 防災

気候変動による非常に強い台風・地震等の大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を迅速かつ確実に行うため、緊急輸送道路等において無電柱化を推進します。

② 安全・円滑な交通確保

歩行者や車椅子利用者など、誰もが安全で移動しやすい歩行空間の確保が求められる道路において無電柱化を推進します。

③ 景観形成・観光振興

良好な景観を保全・形成し、地域の魅力アップや活性化を図るため、景観形成が望まれる地域内の道路において無電柱化を推進します。

2. 無電柱化推進計画の期間

国の無電柱化推進計画に合わせ、別紙1に示す期間とします。

3. 無電柱化の推進に関する目標

国の無電柱化推進計画に合わせ、別紙1のとおり整備します。

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進します。

なお、道路事業（概ね電線を敷設する深さまで掘削する工事）等が実施される場合は、電線管理者と無電柱化に向けた協議を行います。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ、道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝の整備を進めます。

電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式等の活用や新技術について、東北地方整備局や福島県の動向を踏まえ積極的に採用します。

② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路においては、単独地中化方式による無電柱化の実施について、電線管理者と協議を行います。なお、電線管理者が単独地中化を実施する場合、本市は、無電柱化の円滑な実現のため、地域住民への説明等の支援、協力を行います。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能である、軒下配線方式や裏配線方式による整備を進めます。

(2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進します。

① 占用制限制度の適切な運用

国が防災の観点から、緊急輸送道路において実施している道路法第 37 条による新設電柱の占用制限を本市においても、国、福島県、電線管理者など関係機関と協議の上、無電柱化が特に必要と考えられる重点地域における実施等について、検討します。

(3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

無電柱化の推進にあたっては、道路管理者、電線管理者等からなる福島県内無電柱化調整会議において、無電柱化対象区間の調整等を図るとともに、低コスト手法・新技術の検討、事業手法の選択及び地上機器の設置場所等における地域の合意形成を図りながら進めます。

② 工事・設備の連携

無電柱化を実施する際、道路管理者、電線管理者及び管路や配線工事等の関連施工者は、工事工程を調整し、工期縮減を図るとともに、民地への引込設備を集約するなど、効率的な整備を検討します。

③ 民地等の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や民地等の協力を得ながら、管理者の同意を得て進めます。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、道路事業、土地区画整理事業などと連携して計画的に取り組むよう努めます。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

(1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、無電柱化の実施状況、効果等について、ウェブサイト等を活用して周知します。

(2) 無電柱化情報の共有

国及び福島県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、他の地方公共団体との情報の共有を図ります。

(3) 計画の見直し

国の無電柱化推進計画の動向や福島県内無電柱化調整会議での審議内容等、または緊急輸送路、防災拠点及びバリアフリー経路等の見直しを踏まえ、各関係管理者等と協議を実施し、適宜、本計画の内容を修正できるものとします。

■ 無電柱化推進計画の期間

国の無電柱化推進計画（第7期無電柱化推進計画）に記載された路線について、引き続き事業の進捗を図る為、期間を延伸します。

期 間：2021 年度（令和 3 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）

■ 無電柱化の推進に関する目標

国の無電柱化推進計画（第7期無電柱化推進計画）に記載された路線を引き続き推進します。

併せて、第7期無電柱化推進計画以前の路線も引き続き推進します。

第7期無電柱化推進計画対象路線

路線名	所在住所	道路延長
開成三丁目7号線	始点：郡山市開成三丁目42 終点：郡山市開成三丁目66	0.15km

第6期無電柱化推進計画対象路線（先行合意）

路線名	所在住所	道路延長
駅前二長者二丁目線 （（都）日の出通り線）	始点：郡山市駅前二丁目115 終点：郡山市大町一丁目26	0.30km

【改訂履歴】

発行日	改訂内容	備考
2020 年（令和 2 年）2 月		策定
2021 年（令和 3 年）3 月	期間延伸のみ	第 1 回改訂